



おながわ復興ニュース

とimotoそう 笑顔あふれる女川町

2012年2月17日



第8号



発行:女川町復興対策室
TEL 0225(54)3131

復興にともなう都市計画(案)および変更(案)についての縦覧を行います。

このたび町の復興事業を進めるにあたり、都市計画の決定及び変更がありますので、その縦覧(公開)を行います。変更内容、縦覧期間、意見書の提出については以下のとおりです。

縦覧日時:2月24日(金)~3月9日(金)まで
縦覧時間:8:30~17:00
縦覧場所:女川町役場2F 復興対策室
※土日も町民の部屋にて開催しております。

※宮城県決定の内容の部分については宮城県庁土木部都市計画課でも縦覧することができます(平日就業時間のみ)。

【縦覧内容】

1. 土地区画整理事業の施行区域案(宮城県決定)

津波の被害を受けた区域のうち、町の中心部地区において、都市基盤施設の整備(上下水道施設、道路等)と、土地利用の再編をはかるため、土地区画整理事業を行う区域を定めます。



2. 被災市街地復興推進地域の変更案(女川町決定)

平成23年11月11日に指定した被災市街地復興推進地域に新たな区域を追加し、土地区画整理事業区域に合わせて変更します。

3. 都市計画公園の変更案(宮城県決定)

早期に安全な居住地を整備し、被災者の居住の安定を図るため、安全な高台に位置する総合運動場のうち陸上競技場を都市公園区域から除外します。(※災害公営住宅用地となります)

4. 都市計画道路の廃止(宮城県および女川町決定)

土地区画整理事業の予定区域内において既決定の都市計画道路(全8路線)を廃止します。今後は市街地の新たな都市計画道路網の形成に向けて、順次、都市計画道路の決定を行っていく予定です。

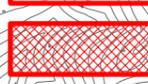
【意見書の提出方法】

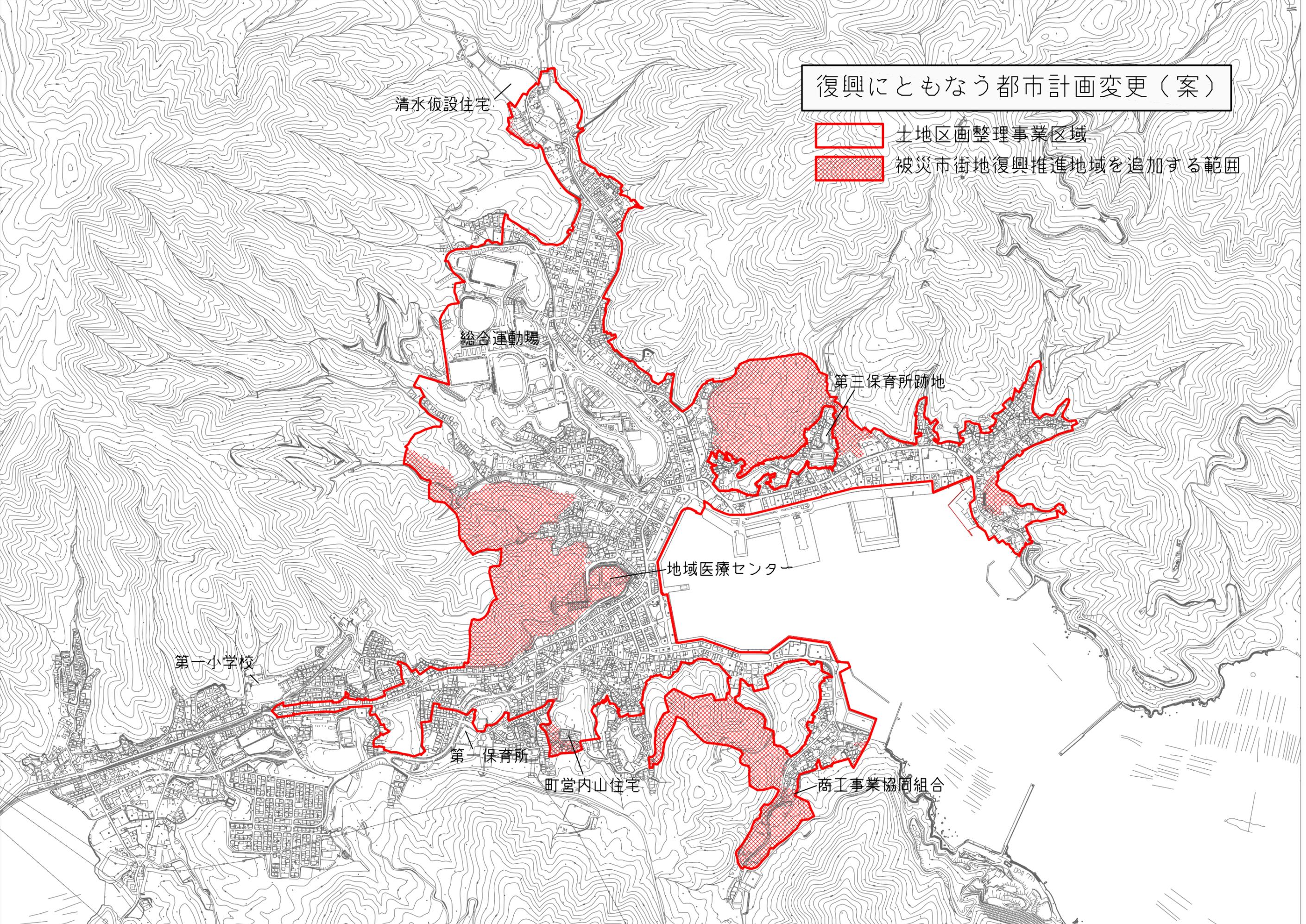
これらの案に意見のある人は、縦覧期間中に、「1」「3」は宮城県知事あてに、「2」は女川町長あてに、「4」は宮城県知事と女川町長あてに意見書を提出することができます。提出方法や形式については、役場復興対策室までお問い合わせください。

お問い合わせ先:女川町役場復興対策室
TEL:0225(54)3131

裏面の図面もご覧ください。

復興にともなう都市計画変更（案）

-  土地区画整理事業区域
-  被災市街地復興推進地域を追加する範囲



清水仮設住宅

総合運動場

第三保育所跡地

地域医療センター

第一小学校

第一保育所

町管内山住宅

商工事業協同組合